

杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(杵築都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	杵築
----	-----	---------	----

目 次

1 都市計画の目標

- | | |
|-----------------|-----|
| 1) 枠組都市計画区域の特性 | P 1 |
| 2) 都市づくりの課題 | P 3 |
| 3) 基本理念 | P 3 |
| 4) 都市計画区域の範囲、規模 | P 3 |
| 5) 目標年次 | P 3 |
- ◆都市づくり概念図

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- | | |
|------------|-----|
| 1) 判断基準 | P 4 |
| 2) 区域区分の有無 | P 4 |

3 主要な都市計画の決定の方針

- | | |
|------------------------------|------|
| 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | P 5 |
| 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | P 7 |
| 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | P 10 |
| 4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | P 10 |

4 都市計画の相互支援と管理

- | | |
|----------------|------|
| 1) 役割分担と相互支援 | P 12 |
| 2) 計画の管理と継続的改善 | P 13 |

◆付図

1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」 | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」 | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」 | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】 |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 | 【地域主体】 |

1) 枢築都市計画区域の特性

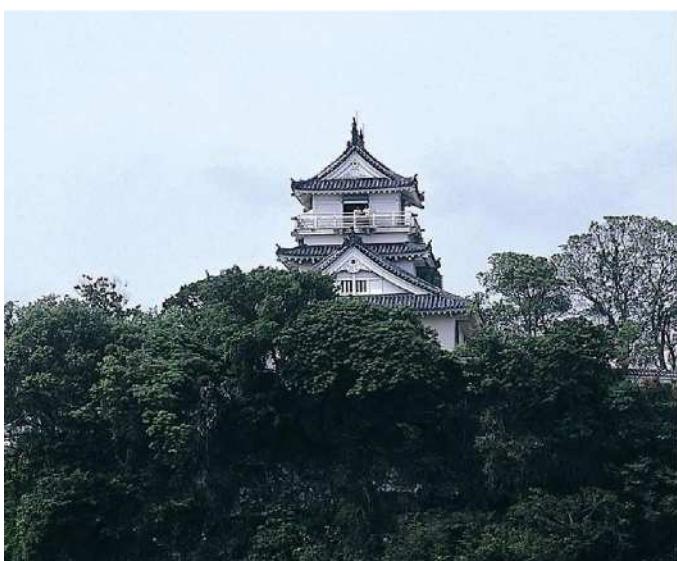
大分市、別府市、由布市、日出町、杵築市、国東市から構成される「別府湾広域都市圏」は、多様な都市機能の集積や魅力ある資源が多数存在し、別府湾とこれを取り囲む山なみと一緒にとなった美しく活力ある都市圏を形成している。その中で杵築市は、職住近接の多様なライフスタイルの実現を可能にする生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、別府湾の一角、また仏の里で名高い国東半島の南の玄関口に位置し、温暖な気候と海・山・川の自然に恵まれた風光明媚な都市である。

中心部は江戸時代松平3万2千石の城下町として栄え、現在も歴史的に貴重な文化遺産が多く、今なお旧藩時代の面影を伝える武家屋敷などが残されており、四季を通じ多くの観光客が訪れる「坂道の城下町」である。また、奈多、狩宿など日本の白砂青松100選に選ばれた海水浴場をはじめ海岸線は良好な景観を有しており、多くの海水浴客などで賑わっている。

近郊には大分県の交通の要である大分空港、県都大分市、国際観光温泉文化都市の別府市があり、これらの立地背景などから現在の最先端をいくハイテク関連の企業が多く進出し、自然や文化、産業が調和しながら発展している都市である。

【杵築の景観】



—杵築城—



—酔屋の坂—

2) 都市づくりの課題

道路は、大分空港道路、国道 213 号などにより骨格が形成され順調な整備が進んでいるが、今後はこれらと接続する都市内の幹線道路の整備が必要である。

市街地は、杵築駅と中心市街地が離れているとともに、駅周辺部の土地利用が不明確となっており、国東半島の玄関口に位置することからも、中心市街地との役割分担のもと適正な土地利用の誘導が必要である。

中心部においては、城下町の佇まいを残した歴史的まちなみと調和しない建築物の立地等も懸念されることから、地区計画や景観計画を活用した歴史的まちなみの保全・活用と商店街の活性化が必要である。また、中心部周辺の住居地域では農地と宅地の混在の解消による良好な居住環境の形成が必要である。

3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、良好な歴史遺産や海岸線などの自然環境を活かし特色とゆとりある生活都市の形成を目指す。このため、城下町の風情を漂わせている北台・南台などに存在する武家屋敷や歴史的建造物が織り成す市街地や守江湾、住吉浜、奈多海岸などの自然環境の保全により、歴史・文化・自然環境を将来にわたり継承できる都市づくりを図る。

4) 都市計画区域の範囲、規模

本計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
杵築都市計画区域	杵築市	行政区域の一部	5,023ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

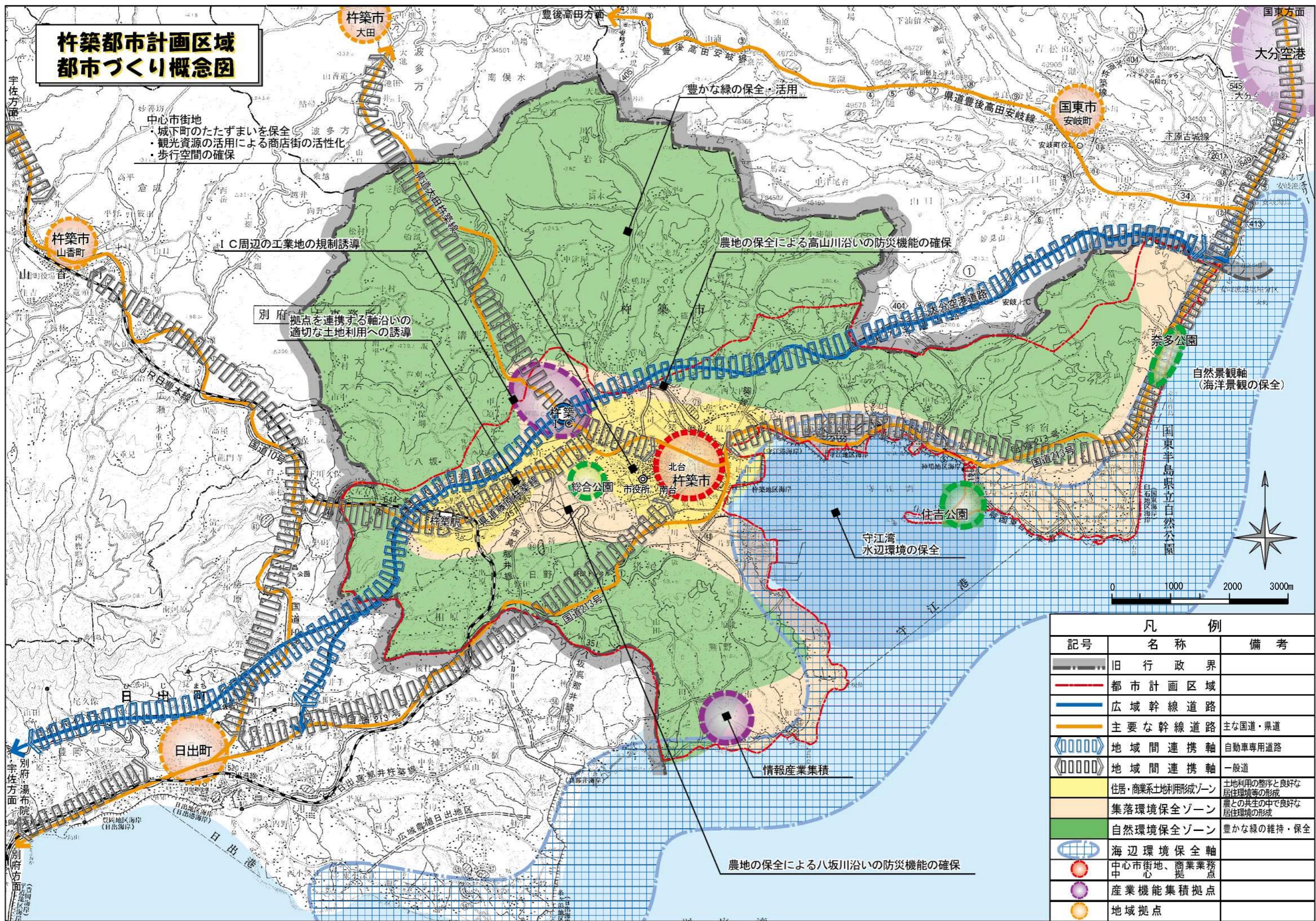
5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年

杵築都市計画区域 都市づくり概念図



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

2) 区域区分の有無

① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化が一部にみられるものの、都市の求心力はやや弱い。また、農地の多くは今後も農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、関係機関との連携により保全は可能であることなどから、無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外（白地地域）における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 商業地、業務地

都市計画道路 3・4・4 宗近魚町線沿道及び都市計画道路 3・4・7 田平北浜線沿道に商業地を配置し、それぞれの立地特性に応じた商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。

このうち、都市計画道路 3・4・4 宗近魚町線沿いは、旧来から本都市計画区域の中心的な商業地であるとともに歴史的まちなみを有することから、地区計画や景観計画等を活用したまちなみの保全に配慮しながら、環境整備と商業機能の充実により中心商業地としての形成を図る。また、都市計画道路 3・4・7 田平北浜線沿道では、沿道型店舗の立地が進んでいることから、宗近魚町線沿いとの機能分担、交通混雑及び沿道景観に配慮しながら商業機能の充実を図る。

業務地は、業務施設、官庁施設が集積する杵築地区に配置し、業務機能の充実を図る。



—歴史資源を活かしたまちなみ形成のイメージ—

イ 工業地

海岸沿い及び幹線道路沿いの工場集積が見られる地区に工業地を配置し、ハイテク産業を中心とした工業地としての機能の充実を図る。また、地域の自然環境や生活環境との調和を考慮して緑地の確保などにより環境保全に努める。

ウ 住宅地

本都市計画区域は、用途地域内の人口が増加していることから、八坂川と高山川の間に広がる市街地などに住宅地を配置し今後とも用途地域内への人口集積を図る。

杵築、南杵築地区などの市街地は、地区計画の活用等により宅地と農地の土地利用の整序を行い良好な住環境の形成を図る。

また、旧城下町地区である谷町地区、北台地区、南台地区は、今後とも、歴史的建造物と調和したまちなみの形成を図るため、地区計画や景観計画等の活用により歴史資源を活かしつつ居住環境の維持・改善を図る。

② 土地利用の方針

ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

国道213号沿線の塩田地区、塩浜地区は、商業系施設の立地等の土地利用動向を踏まえ、用途地域の見直しを検討する。

イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

南杵築地区や今後宅地化の進行が予想される地区では、地区計画などにより生活道路、公園などの生活基盤施設の改善を行い、良好な居住環境の形成を図る。また、北台・南台地区では、歴史的まちなみと調和しない建築物の立地等も懸念されることから、地区計画や景観計画等を活用したまちなみの保全や地域資源を活用した景観整備などにより、特徴ある市街地の形成を図る。

ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民の生活の安全性と余暇需要の高まりを考慮し、快適な暮らしを実現するために、公園・緑地などを体系的に整備する。また、本都市計画区域の特徴である斜面緑地などを保全し、市街地内における緑化を推進する。

エ 優良な農地との健全な調和に関する方針

平野部の農地については、優良な水稻地として保全に努めるものとし、特にまとまった広がりのある農地については、計画的な保全に努める。また、丘陵部の農地についても、みかんを中心とした農地の保全に努める。

オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害の危険性が高い地域については、土砂災害危険区域等の指定などにより、開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

奈多海岸、住吉浜などは、国東半島県立自然公園に指定され、良好な海岸線を有しており今後とも保全に努める。また、八坂川、高山川は都市の緑を形成する骨格軸であり、市街地との近接性を活かした河川空間の活用と保全を積極的に推進する。

キ 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

南杵築地区では道路整備や企業立地等に伴い無秩序な開発が進むことが懸念されることから、用途地域外に点在する農・漁業集落や農地の保全を基本とし、無秩序な開発や建築行為が行われないよう、適切な土地利用規制を行う。

ク 大規模集客施設^{*1}の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（＊1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、国東半島南部における交通の拠点であり、主要な道路として、地域高規格道路大分空港道路、国道213号及び県道大田杵築線が配置され、さらに鉄道網として、日豊本線が配置されている。このうち、大分空港道路及び日出ジャンクションの完成により九州横断自動車道や東九州自動車道などと結節し、県都大分市及び九州北部の主要都市とのアクセスが強化された。

広域交通網が整備されているが、日常生活において自動車交通への依存度が高いことなどから、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図る。

また、既存の公共交通の利用促進を図るとともに、コミュニティバスなどの地域の実情に応じた移動ネットワークの形成を進める。

さらに、住宅地の幹線道路などでは、歩行者の安全を確保するため歩道の改善などによりゆとりあるバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成21年度末現在24.9%である。幹線道路が

果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	大分空港道路（1・4・1 日出杵築自動車専用道路）を、広域都市間交通を担う広域幹線と位置づけ、本都市計画区域北側に配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れの確保と、杵築インターチェンジとのアクセス性を高めるため主要幹線道路として、次の道路を配置する。 県道大田杵築線（都市計画道路 3・4・7 田平北浜線、3・4・11 中平前大辻線）
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。 都市計画道路 3・4・1 錦城下司線 都市計画道路 3・4・2 錦江橋祇園線 都市計画道路 3・4・4 宗近魚町線

イ 鉄道

本都市計画区域の鉄道での玄関口としては、杵築駅が存在する。杵築駅は市街地から離れて立地しているため、駅と中心部を結ぶ道路網の整備や駅周辺の拠点性の強化などにより鉄道の利用促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・2 錦江橋祇園線（市道市駅錦江橋線）
	都市計画道路 3・4・4 宗近魚町線（市道市駅錦江橋線）

d 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画内容の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・1 錦城下司線（市道市駅錦江橋線）

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水対策については、順次整備を進めているところであるが、今後とも衛生的で快適な生活環境をつくり水質の保全を図るため、公共下水道、農業集落排水の整備改善を行う。雨水については、大雨による家屋の浸水災害に備え、自然流下による排水が困難な地域に雨水ポンプ場を設置し併せて流入する雨水幹線下水路の整備を行う。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 390ha、計画処理人口 8,187 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 331ha のうち平成 21 年度末現在 219ha が供用開始している。今後とも、平成 21 年度に策定した杵築市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量 50mm に対応する河道整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

公共下水道の計画区域内では、公共下水道により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については農業集落排水事業の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るとともに、住民の憩いとやすらぎの場を確保するため、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする施設は次のとおりである。

種 別	名 称 (処理区)
下水道	杵築市公共下水道 (杵築処理区)
河 川	八坂川、高山川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a 主要な市街地開発事業の決定の方針

用途の混在などにより居住環境の改善が必要な地区や未利用地や農地が介在し、都市基盤の不十分な用途地域については、必要に応じ土地区画整理事業の導入を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

本都市計画区域は多くの歴史的遺産とともに水と緑に恵まれた豊かな自然環境の下にある。景観計画等を活用し今後も、この豊かな自然環境を失うことなくさらに優れた魅力的なものとして次世代に引き継ぐことを基本とする。

市街地内の貴重な緑である段丘に形成される斜面緑地については、積極的な保全を図るとともに、既に人工的な整備が施されている箇所については、安全性の確保を図りながら景観に配慮した緑化を図る。また、住民の生活の安全と余暇需要の高まりを考慮し、快適な暮らしを実現するために、杵築市総合運動公園を中心とした都市公園の体系的な整備を図る。さらに、河川周辺の水辺空間の保全や親水性を考慮した整備に努めるとともに、八坂川、高山川、守江湾の自然環境の保全に努める。

b 主要な緑地の配置方針

ア 環境保全系統

丘陵地へ連なる樹林地は、市街地後背の貴重な自然緑地として位置づけ保全を図る。また、別府湾沿いや八坂川、高山川沿いの水辺は、貴重な生物の生息地として知られており、生態系保全の観点から保全に努める。

イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを体系的に配置していく。杵築市総合公園を総合的なレクリエーション拠点として活用する。

ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している河川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。さらに、市街地内に公園を適宜配置し災害時の一次避難場所として活用する。

エ 景観構成系統

奈多、狩宿など日本の白砂青松 100 選に選ばれた海岸線は、良好な景観を有しており、これらを保全・活用する。また、北台・南台地区には、今なお旧藩時代の面影を伝える武家屋敷などが残され、本都市計画区域を代表する市街地景観を形成しており四季を通じ多く

の観光客が訪れる観光資源でもあることから、これらを保全・活用する。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 21 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園等は、総合公園 1 箇所 8.5ha、特殊公園 2 箇所、29.6ha で、合計 3 箇所、38.1ha となっており、面積ベースでの整備率は 35.9%である。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地内の貴重な樹林地である南杵築地区の社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図る。工業系用途地域の工場地域では、緩衝地として良好な景観の形成のため緑地の存続を図る。また、国東半島県立自然公園に指定されている良好な海岸線などについては、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

d 長期末着手施設の見直し

特に優先的に計画内容の見直しを検討する都市基幹公園は次のとおりである。

種 別	名 称
特殊公園	7・4・2 奈多公園
	7・5・1 住吉公園

4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

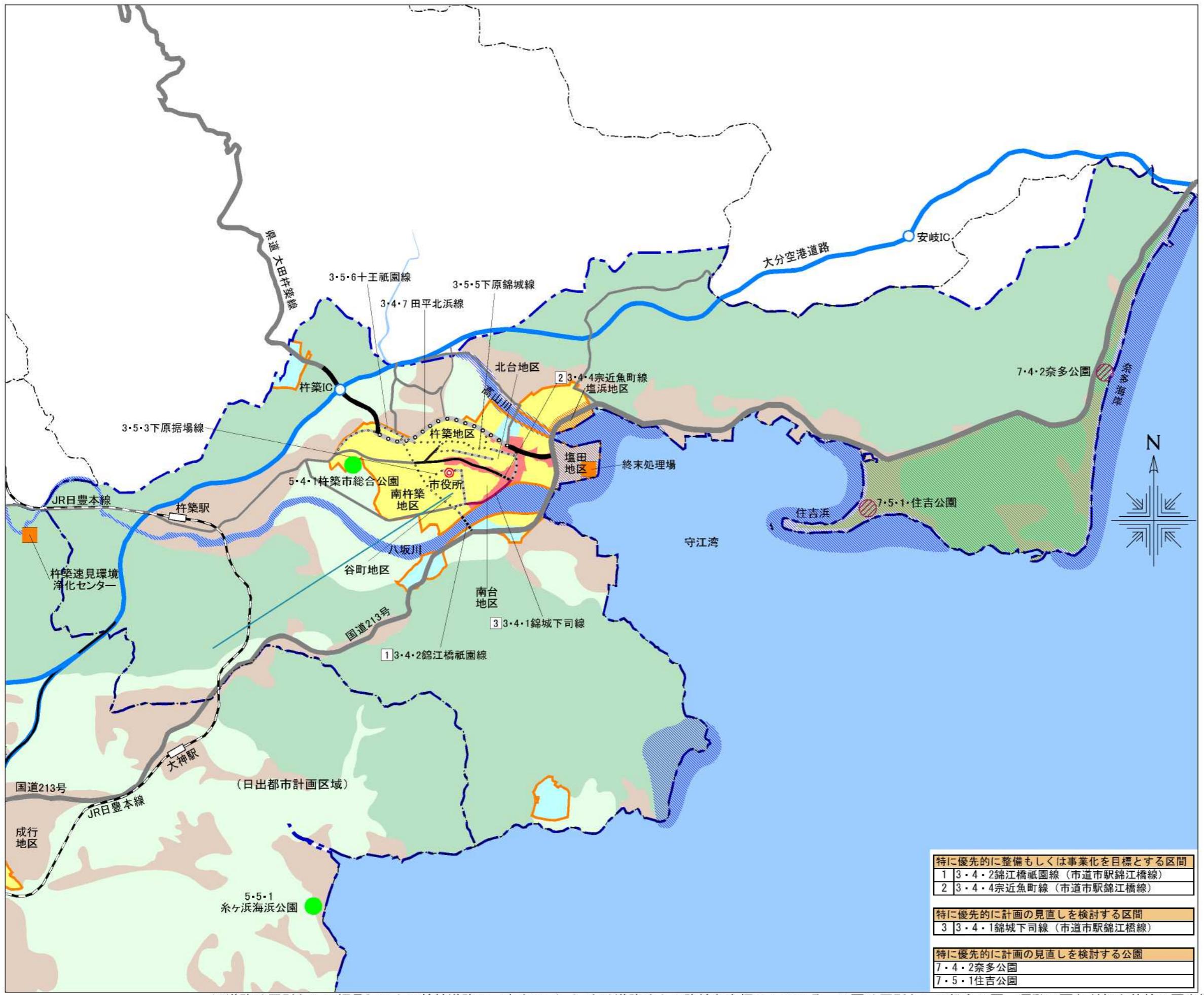
④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



□ 杵築都市計画区域
整備、開発及び保全の方針付図

行政界	
都市計画区域	
用途地域	
主な交通施設	
幹線道路	
幹線分類(太さで区分)	
主要幹線	
都市幹線	
整備状況	
整備済	
特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	
優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	
計画路線	
特に優先的に計画内容の見直しを検討する区間	
その他の主な幹線道路	
地域高規格道路	
整備済み区間	
鉄道	
都市的土地区域	
住居系	
商業系	
工業系	
用途の変更を検討する地域	
その他の土地区域	
生活環境整備・保全地域	
保全する農地	
保全する山地	
自然・風致・歴史的資源等を保全する地域	
水辺環境を保全する地域	
主な公園	
整備済	
特に優先的に計画の見直しを検討するもの	
その他の都市施設	
整備済	
主な河川	

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間

1	3・4・2錦江橋祇園線（市道市駅錦江橋線）
2	3・4・4宗近魚町線（市道市駅錦江橋線）

特に優先的に計画の見直しを検討する区間

3	3・4・1錦城下司線（市道市駅錦江橋線）
---	----------------------

特に優先的に計画の見直しを検討する公園

7・4・2奈多公園
7・5・1住吉公園

*道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の（ ）内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。

500m 0 500 1000 1500